

## 脳原性運動機能障害用

### 1 上肢機能障害

ア 両上肢機能障害

<紐むすびテスト結果>

1度目の1分間\_\_\_\_\_本

2度目の1分間\_\_\_\_\_本

3度目の1分間\_\_\_\_\_本

4度目の1分間\_\_\_\_\_本

5度目の1分間\_\_\_\_\_本

計\_\_\_\_\_本

(該当するものを○で囲むこと。)

イ 一上肢機能障害

<5動作の能力テスト結果>

a 封筒をはさみで切る時に固定する (・可能 ・不可能)

b さいふからコインを出す (・可能 ・不可能)

c 傘をさす (・可能 ・不可能)

d 健側の爪を切る (・可能 ・不可能)

e 健側のそで口のボタンをとめる (・可能 ・不可能)

ウ 上肢の麻痺の有無 ①なし ②あり (右・左:弛緩性、痙攣性、不随意運動、しんせん、失調、

その他 [ ] )

### 2 移動機能障害

<下肢・体幹機能評価結果>

a つたい歩きをする (・可能 ・不可能)

b 支持なしで立体を保持しその後10m歩行する (・可能 ・不可能)

c 椅子から立ち上り10m歩行し再び椅子に坐る (・可能 ・不可能)

秒

d 50cm幅の範囲内を直線歩行する (・可能 ・不可能)

e 足を開き、しゃがみこんで再び立ち上る (・可能 ・不可能)

f 下肢の麻痺の有無 ①なし ②あり (右・左・体:弛緩性、痙攣性、不随意運動、しんせん、失調、

その他 [ ] )

(注)この様式は、脳性麻痺の場合及び乳幼児期に発現した障害によって、脳性麻痺と類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用する。

(備考) 上肢機能テストの具体的方法

#### ア 紐むすびテスト

事務用とじ紐（概ね43cm規格のもの）を使用する。

- ① とじ紐を机の上、被験者前方に図の如く置き並べる。
- ② 被験者は手前の紐から順に紐の両端をつまんで、軽くひとむすびする。

(注)・上肢を体や肌に押し付けて固定してはいけない。

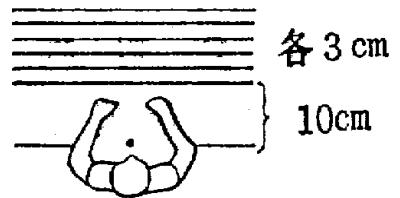
・手を机上に浮かしてむすぶこと。

- ③ むすび目の位置は問わない。

- ④ 紐が落ちたり、位置から外れたときには検査担当者が戻す。

- ⑤ 紐は検査担当者が随時補充する。

- ⑥ 連続して5分間行っても、休み時間を置いて5回行ってもよい。



#### イ 5動作の能力テスト

- a 封筒をはさみで切る時に固定する。

患手で封筒をテーブル上に固定し、健手で鉄を用い封筒を切る。患手を健手で持って封筒の上にのせてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。鉄はどのようなものを用いててもよい。

- b さいふからコインを出す。

さいふを患手で持ち、空中に支え（テーブル面上ではなく）、健手でコインを出す。ジッパーをあけてしめることを含む。

- c 傘をさす。

開いている傘を空中で支え、10秒間以上まっすぐ支えている。立位でなく坐位のままでよい。肩にかついではいけない。

- d 健側の爪を切る。

大きめの爪切り（約10cm）で特別の細工のないものを患手で持って行う。

- e 健側のそで口のボタンをとめる。

のりのきいていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボタンをかける。女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いる。

この様式は、脳性麻痺の場合及び乳幼児期に発現した障害によって脳性麻痺と類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用する。

○上下肢の麻痺の有無や、( )の中の左、右、体や状態のチェックもお願いします。記載が無い場合、訂正依頼の対象です。

○移動機能障害のCの秒数も記入をお願いします。

○脳原性運動機能障害の上肢機能障害の認定については、6歳以降に認定可能です。6歳未満の場合は、移動機能障害のみの認定となります。

○三歳未満の児童申請については、乳幼児期で発達段階にあり、その障害固定の判断が困難なため、一律社会福祉審議会へ諮問を要します。